

行政さが

〔発行所〕佐賀県行政書士会

〔発行者〕会長 吉田 修

〔編集者〕広報部

TEL 0952-36-6051 FAX 0952-32-0227

HP <http://capls.or.jp>

Mail sagasict@orange.ocn.ne.jp

題字：江口京子（副会長）

No. 179 令和7年度 夏・秋 合併号 会報 目 次

-
- 会長挨拶
 - 新理事紹介
 - 佐賀県行政書士会 定時総会 報告
 - 日本行政書士会連合会 定時総会 報告
 - 九州地方協議会 in 佐賀 報告
 - 行政書士法の改正について
 - 旅費規程の改正について
 - 新入会員の紹介／会員の動向／活動記録
 - 行政書士倫理綱領／会費納入のお願い／事務局からのお願い／編集後記
-

会長挨拶



佐賀県行政書士会 会長

吉田 修

会員の皆様におかれましては、平素より本会の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、このたびは広報誌の発行が遅れ、ご心配をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

法改正により行政書士の活動領域が拡大し、会員数の増加も期待される状況にあり、本会としても大変喜ばしく感じております。

しかしながら、その一方で、私たち行政書士の倫理や社会的貢献活動の重要性が、これまで以上に問われる時代を迎えていると感じております。

倫理研修の義務化に伴い、これまで佐賀会独自の倫理研修を取りやめ、日行連によるオンライン研修のみを実施してまいりました。

今後は新入会員研修や各種業務研修会等においても、倫理研修を積極的に取り入れていく予定です。

昨日、都内でタクシーに乗車した際、ドライバーの方が「タクシーの仕事を下に見る人も多いけれど、働き方も自由で十分に稼げる。コンプライアンス教育もしっかりしているので、夢の持てる世界ですよ」と話されていました。

自分の業界について「夢のある世界」と胸を張って語る姿に感銘を受けると同時に、果たして自分は行政書士という職業について、同じように誇りを持って語れるだろうかと自問いたしました。

身近なまちの法律家として、単に収入を得ることを目的とするのではなく、高い倫理観を持ち、社会から信頼される行政書士が数多く輩出される業界でありたい。

そのような業界を実現するために、本会としても一層力を尽くしてまいりたいと痛感しております。

そのためには、会員の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

また、今後の運営に向けて、ぜひご意見やご要望を本会までお寄せいただけますと幸いで

す。

引き続き、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

新理事の紹介



会長：吉田 修

副会長（総務・経理担当）：江口京子

副会長（業務担当）：豊福 崇

副会長（広報担当）：江口周平

〔総務部〕

総務部長：黒田陽介

総務部理事：山崎裕士

総務部理事：千々岩倫太郎

総務部理事：松瀬寿和

〔経理部〕

経理部長：姉川 遼

〔業務部〕

業務部長：志佐暁美

業務部理事：大久保澄人

業務部理事：江口隆介

業務部理事：富野弘一郎

〔広報部〕

広報部長：細見 純

広報部理事：中村涼子

佐賀会・定時総会の報告

今年も、令和7年5月31日（土）の10：30より、佐賀市新栄東3丁目のガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピアにて、佐賀県行政書士会の定時総会が開催されました。

会員総数261名（令和7年4月1日現在）のうち、本人出席者数61名、委任状出席者数20名の、合計181名の出席となりました。

議事は滞りなく進行し、新会長の信任及び新理事の選出がなされました。

詳細な議事内容につきましては、議案書及び議事録をご参照ください。

以下、当日の様子を写した写真をご紹介差し上げます。



日行連・定時総会の報告

令和7年6月19日(木)・20日(金)に、東京都港区芝公園三丁目の東京プリンスホテルにて、日本行政書士会連合会の定時総会が開催されました。

令和6年度の事業報告。決算報告に加え、日本行政書士会連合会会則の改正、令和7年度の事業計画・予算、公益社団法人コスマス成年後見サポートセンターへの寄付金支出、役員改選等について議論・決議がなされました。

そして、今回は、吉田修・佐賀会会長が議長を務められました。

その時の写真をご紹介差し上げます。



九州地方協議会 in 佐賀 報告

令和7年7月26日(土)・27日(日)に、佐賀市高木瀬町東高木の四季彩ホテル 千代田館にて、令和7年度第1回日本行政書士会連合会・九州地方協議会会長会が開催されました。

これは、いわゆる「九地協（きゅうちきょう）」の会議で、九州沖縄の8県の会長及び関連オブザーバーが一堂に会し、さまざまな意見交換・情交換を行う場です。毎回、昨今の諸課題について他会がどのように対応しているかを知るための、非常に有益な会議となっております。

会場は各県の持ち回りですが、今回は佐賀にて開催されました。その時の写真をご紹介差し上げます。



行政書士法の改正について

行政書士法の一部を改正する法律案要綱

一 行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与とともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとすること。

（第1条関係）

二 職責

- 1 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとすること。
- 2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとすること。

（新第1条の2関係）

三 特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大すること。

（新第1条の4第1項第2号関係）

四 業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすること。

（第19条第1項関係）

五 両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備すること。

（第23条の3関係）

六 施行期日等

- 1 この法律は、令和8年1月1日から施行すること。（改正法附則第1条関係）
- 2 その他所要の規定を整備すること。

旅費規程の改正について

今回、佐賀県行政書士会旅費規程が改正されましたので、その改正後全文を掲載いたします。

佐賀県行政書士会旅費規程

（目的）

第1条 この規程は、佐賀県行政書士会（以下「本会」という。）の会務のために出張命令を受けた者（以下「出張者」という。）が旅行する場合の旅費支給について基準を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

（出張命令）

第2条 旅行は、会長の出張命令によって行わなければならない。

- 2 前項の出張命令は、当該旅行に関する事項を記載した出張命令書（第一号様式）により発しなければならない。
- 3 本会が主催する各種会議等への出席要請は、前項に定める出張命令とみなす。
- 4 出張者は第2項の出張から帰着後、速やかに出張報告書（第二号様式）により、会長に報告しなければならない。又、実費精算の運賃等がある場合は、旅費計算書（第三号様式）及び証憑を出張報告書に添付して精算しなければならない。

（旅費の種類及び計算）

第3条 旅費の種類は、運賃、日当、宿泊費、懇親会費とし、別表に定めるところによる。

- 2 運賃は、旅行者の事務所（又は住所）から、出張の目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。
- 3 会員の自家用車を借り上げて会務のために使用する場合は、別表に定めるところにより、費用を支払うことができる。

（旅費の支給）

第4条 旅費は出張の都度別表により計算した額を支給する。

- 2 旅行の性質により、会長が必要と認めるときは、出張者は、出張前に旅費の概算払いを受けることができる。ただし、帰着後速やかに精算するものとする。
- 3 やむを得ない事情のため、旅行を中止又は変更したときは、これにより生じた費用を支払い、又はその損失を補てんする。
- 4 出張者が用務のため、やむを得ず支出したこの規程に定めのない費用については、会長が正当と認めたものに限り請求することができる。

（他者が旅費を負担する場合の取り扱い）

第5条 出張者の旅費の全部又は一部を、本会以外の者が負担するときは、本規程に定める旅費の全部又は一部はこれを支給しない。

（職員の旅費）

第6条 本会職員の旅費については、本規程を準用する。

（改正又は廃止）

第7条 この規程を改正し又はこれを廃止するには、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程施行と同時に従前の本会旅費規程を廃止する。

附則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

(別表1) 各種旅費の計算方法

旅費の種類	細目	内容	支給額	摘要
運賃	鉄道料金	普通旅客運賃	実費	
		急行料金又は特急料金 (新幹線料金を含む)	実費	
		座席指定料	実費	
	船賃	普通旅客運賃	実費	
		座席指定料（1等）	実費	
	航空運賃	普通航空運賃	実費	近畿以遠、四国その他会長が必要と認めた地域
	車両等による移動	バス、地下鉄、モノレール等 会長が特に認めた場合のタクシ一代	実費	
	自家用車による移動	高速道路、有料道路	実費	自家用車の使用について、会長が必要と認めた場合
		ガソリン代	15円／km	
	県内各支部より行政書士会館まで	佐賀支部	1,350円	計算の簡素化のため定額とする。
		小城支部	1,500円	
		東部支部	2,100円	
		杵藤支部	3,000円	
		唐津支部	4,200円	
		伊万里支部	5,100円	
日当	日当 (旅行による費用弁償)	県内	4,000円	出発及び帰着の日を含む旅行中の日数
		福岡県内、長崎県内	8,000円	
		上記及び沖縄を除く九州各県	12,000円	
		上記以外	16,000円	
	日当 (会議等に出席の場合)	所要時間 2時間以内	4,000円	経費節約を旨とし、なるべく回数を少なくすること
		所要時間 2～3時間	6,000円	
		所要時間 3時間以上	8,000円	

宿泊費	1泊当たり 上限20,000 円	実費	
懇親会	上限10,000円まで補助	実費の7割の額	会長が参加の必要があると特に認めた場合に限る

(別表2) 自家用車借上げの場合の計算方法

旅費の種類	細目	内容	支給額	摘要
自動車借上料	借上料	3時間以内	3,000円	自動車借上料は、借上料とガソリン代の合計とする
		3時間以上	5,000円	
	ガソリン代		15円/km	

新入会員の

紹介



米倉 正伸（佐賀）

【入会日】

令和 7年 4月 2日



【事務所名】

行政書士米倉正伸事務所

令和 7年 4月 2日付で行政書士に登録しました、米倉正伸と申します。

行政の事務職員として長年培ってきた経験を生かせるよう、一つ一つの業務を正確に取り組んでいきたいと考えております。

行政書士法の目的にあるとおり、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを念頭に置いて、業務を行ってまいりたいと思います。

皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

江副 裕介（佐賀）

【入会日】

令和 7年 4月 2日



この度、佐賀支部に入会させて頂きました江副裕介と申します。

大学を卒業後、約 13 年間 福岡の物流会社に勤務しており、そこで主に国際物流を担当しておりました。別の仕事への転職を考えているときに、行政書士という資格を知り、面白そうと思い資格を取得しました。

特に専門とかは決めていないため、まずは依頼が来た業務を 1 つ 1 つ対応し、お客様が満足されるサービスを提供できればと考えております。

これからいろいろお世話になると思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。



山口 桃佳（佐賀）

【入会日】

令和 7年 4月 2日日



【事務所名】

桃佳国際行政書士事務所

初めまして。山口桃佳と申します。

大学を卒業後、金融機関（筑邦銀行・佐賀信用金庫）、総合商社での勤務を経て、この度行政書士に登録いたしました。

大学時代に中国の天津・北京へ留学したことがきっかけで海外に興味を持ち、仕事の傍ら、ボランティアなどを通じて日本に住む外国人のサポートを行ってまいりました。

今後は地元佐賀に根ざして国際業務を中心とした各種サービスを提供したいと考えております。至らぬ点もあるかと存じますが、お力添えをいただけますと幸いです。今後とも何卒宜しくお願ひいたします。

園野 園子（佐賀）

【入会日】

令和 7年 5月 1日



【事務所名】

園野行政書士事務所

令和 7年 5月 1日付で佐賀支部に入会いたしました。園野園子と申します。

30年間、佐賀市駅南本町にある園野法律事務所のパラリーガルをしておりますが、今年から新人税理士、新人行政書士として登録しました。

地域の皆様の身近な相談相手として、微力ながらお役に立てるよう、誠心誠意業務に取り組んでまいります。

今後は、諸先輩方の知識とご経験から学び、一日も早く職務を全うできるよう精進いたします。

皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。



佐藤 辰生（伊万里）**【入会日】**

令和 7年 6月 1日

**【事務所名】**

行政書士 勝 事務所

この度、行政書士登録をさせて頂きました佐藤辰生（サトウタツオ）と申します。

今年の三月まで長崎県公立高校の社会科教諭として三十年余り勤務してきましたが、退職を機に少しでも社会貢献できればと考え、個人的にゆかりのある伊万里市に事務所を開所しました。

二十数年前の合格以来「公務員の副業禁止」のため勉強を怠っていたので、現在勉強の日々を過ごしています。

会員の皆様、ご指導のほど宜しくお願ひいたします。

竹下 昌男（佐賀）**【入会日】**

令和 7年 8月 15日

**【事務所名】**
竹下昌男行政書士事務所

この度、佐賀支部に入会しました竹下昌男です。

佐賀県警察を皮切りに自動車学校管理者、佐賀県医療センター好生館主事として 50 年間の宮仕えを経験しました。現在は地元の老人会長をしていますが、まだまだ行政書士として地域貢献できるのではないかと一念発起しました。皆様のご指導を受けながら一所懸命にやりますのでよろしくお願ひいたします。



会員の動向

【新規入会】

支部名	登録日	氏名	〒	事務所所在地	TEL
佐賀	R07.4.2	米倉 正伸	849-0928	佐賀市若楠二丁目 10番 7号	0952-30-8442
佐賀	R07.4.2	江副 裕介	840-0015	佐賀市木原二丁目 3番 17号	090-8295-3369
佐賀	R07.4.2	山口 桃佳	840-0833	佐賀市中の小路 6番 20号	090-7467-4111
小城	R07.4.15	中溝 健二	845-0023	小城市三日月織島 2792番地1	0952-72-8226
佐賀	R07.5.1	園野 園子	849-0934	佐賀市開成3丁目 3番 8号	090-8918-9001
伊万里	R07.6.1	佐藤 辰生	848-0041	伊万里市新天町 663番地 伊万里商工会館内 1階	080-1774-5479
東部	R07.7.1	古賀 友子	841-0036	鳥栖市秋葉町三丁目 19番地5	090-4989-4435
佐賀	R07.8.15	竹下 昌男	849-0905	佐賀市金立町大字千布 2858番地	0952-98-2346

【法人入会】

支部名	入会日	法人名	〒	事務所所在地	TEL
佐賀	R07.9.25	行政書士法人 まるごとパートナーズ	840-0814	佐賀市成章町 2-16 佐賀県婦人会館 2階	0952-43-3159

【単位会変更 福岡会 → 佐賀会】

支部名	登録日	氏名	〒	事務所所在地	TEL
東部	R07.8.1	中村 千恵子	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦 224番地	0942-92-6480

【変更】

支部名	氏名	〒	新事務所所在地	TEL
佐賀	中原 滋敏		(電話番号のみの変更)	090-8416-7949
唐津	松本 隆宏	847-0011	唐津市栄町 2573 番地 15	0955-79-5431
佐賀	西山 善行	840-0841	佐賀市緑小路 2 番 12-104 号	0952-20-0337
佐賀	細見 純	840-0814	佐賀市成章町 2-16 佐賀県婦人会館 2 階	0952-43-3159
小城→佐賀	中村 涼子	840-0814	佐賀市成章町 2-16 佐賀県婦人会館 2 階	0952-43-3159

【退会】

支部名	氏名	抹消理由 (退会日)	支部名	氏名	抹消理由 (退会日)
佐賀	森下 慶一	死亡 (R07. 5. 29)	唐津	岩本 勝彦	廃業 (R07. 6. 4)
佐賀	石丸 哲郎	廃業 (R07. 6. 16)	杵藤	吉田 寛明	廃業 (R07. 7. 31)
杵藤	小笠原 憲一	廃業 (R07. 9. 24)			

訃報

森下 慶一 会員 (佐賀支部) が、お亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



会員数 268名 (男: 227 女: 41) + 法人6 ※令和7年10月1日現在

会務日誌

令和7年7月～9月

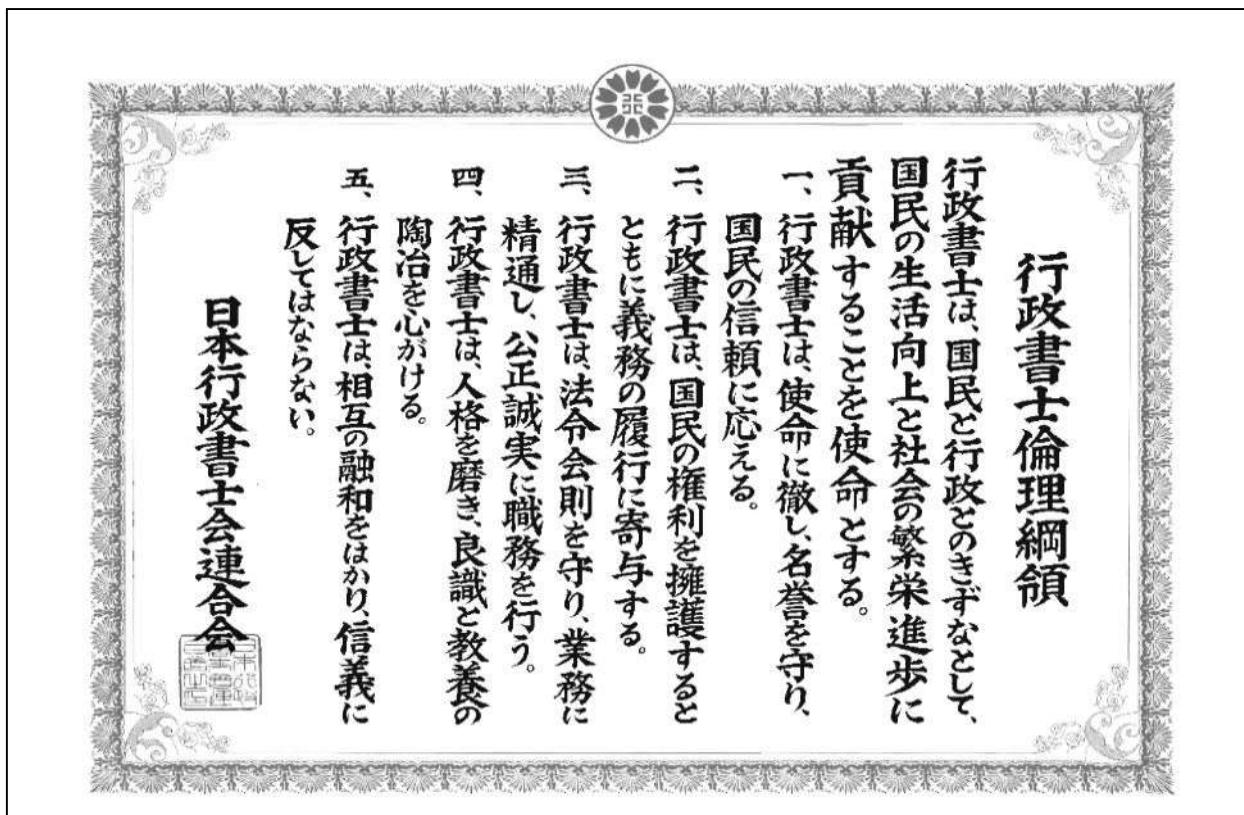


- 7月 1日 第1回業務部会／ZOOM
- 7月 2日 国際フェスタ説明会／佐賀商工ビル
- 7月 3日 出前講座 特定技能外国人材の雇用に関するセミナー／鳥栖商工会議所
- 7月 7日 さが外国人材雇用サポートセンター情報共有会／市民活動プラザ
- 7月 16日 登録証交付式
- 7月 19日 専門士業団合同無料相談会
- 7月 26日～27日 令和7年度第1回九州地方協議会会長会 in 佐賀
／四季彩ホテル 千代田館
- 7月 30日 『多面的機能支払交付金』事業に関する打合せ／唐津市役所
- 7月 30日 国際交流協会／商工ビル
- 8月 4日 第1回広報部会／ZOOM
- 8月 4日 第1回正副会長部長会／ZOOM
- 8月 6日 経営事項審査業務受託事業審査員登録説明会（ZOOM併用）
- 8月 19日 第1回総務部会／ZOOM
- 8月 21日 専門士業団 第2回幹事会／佐賀市立図書館
- 8月 26日 第1回法務委員会
- 8月 27日 業務研修会／アバンセ
- 8月 30日 専門士業団 第3回理事・幹事合同会議及び定期総会／千代田館
- 8月 30日 第2回業務部会／ZOOM
- 9月 2日 登録証交付式
- 9月 3日 総務省佐賀行政監視行政相談センターとの打ち合わせ
- 9月 4日 第47回佐賀県男女共同参画推進審議会／佐賀総合庁舎
- 9月 6日 第3回封印管理委員会

- 9月 8日 国際フェスタ最終説明会／佐賀商工ビル
- 9月 8日 第2回広報部会／ZOOM
- 9月 10日 第1回不服申立に関する業務研修会／アバンセ
- 9月 10日 新会員管理システムの単位会向け説明会／Teams
- 9月 13日 経審審査員効果測定試験／アバンセ
- 9月 13日 第3回理事会
- 9月 13日 第1回支部長会
- 9月 17日 第2回経審委員会
- 9月 18日 日行連 会長会 in 高知／ザ クラウンパレス 新阪急高知
- 9月 19日 登録証交付式
- 9月 20日 丁種封印事前研修会
- 9月 24日 第2回不服申立に関する業務研修会／アバンセ
- 9月 26日 コスマス定時支部総会／福岡県行政書士会
- 9月 29日 第1回監察綱紀委員会／ZOOM
- 9月 30日 権利擁護ネットワークにおける専門部会／ほほえみ館



日本行政書士会議会 公式キャラクター ユキマサくん



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、
国民の生活向上と社会の繁栄進歩に
貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名譽を守り、
国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護すると
ともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に
精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の
陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に
反してはならない。

事務局 だより

編集後記

広報部長の細見 純です。この度は会報（広報誌）の発行が遅れまして、大変申し訳ございませんでした。すべての責任は広報部長である私にあります。今後は、会員の皆様の期待・付託に応えられるよう、努力を続けていく所存でございます。皆様にご心配・ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後のご指導のほどをなにとぞよろしくお願ひいたします。

最後に、日々厳しくも暖かく接している先輩方、会員の皆様、事務局の皆様、執行部の皆様、すべての方に、衷心より感謝申し上げます。

（広報部長 細見 純）

佐賀県行政書士会及び佐賀県行政書士政治連盟の 会費自動引落し制度の加入について

本会及び佐政連では会費の自動引落しを推奨しております。佐賀銀行口座引落しによる会費納入を希望される方は、本会事務局までご連絡ください。（手数料は本会が負担。）

— 事務局からのお願い —

- ・事務局では会員の方へ迅速な連絡を行うためにもできるだけメール登録をお願いしております。又、**佐賀県収入証紙のご購入**についても引き続きご協力ををお願いいたします。

